

再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 (第3回)

第2回ヒアリングを踏まえた補足資料

令和4年5月
経済産業省

再エネ特措法に基づく認定取消しについて

- 2012年に再エネ特措法が施行された当初は設備認定制度であったが、当時から認定基準に適合しなくなった場合、認定を取り消すことが可能。
- 2016年の再エネ特措法の改正により、事業計画認定制度に制度変更がなされたが、改正前に認定を受けた案件についても、関係法令遵守等の新制度における認定基準に服すこととされており、こうした基準に違反した場合、認定取消しが可能。

<法施行当時の規定>

(再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等)

第六条 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電しようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該再生可能エネルギー発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合すること。
- 二 その発電の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

6 経済産業大臣は、**第一項の認定に係る発電が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。**

再生可能エネルギー発電事業計画書
【みなし認定用】の提出

- 提出にあたり、
 - ✓ 関係法令を遵守すること
 - ✓ 事業計画策定ガイドラインに従って事業を行うこと等を遵守することを求めている。

<2016年改正後の規定>

(再生可能エネルギー発電事業計画の認定)

第九条

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 三 再生可能エネルギー発電設備が、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー電気を発電することが可能であると見込まれるものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

(認定の取消し)

第十五条 経済産業大臣は、**次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第三項の認定を取り消すことができる。**

- 一 認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。
- 二 認定計画が第九条第三項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。